中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 尾北地域渋滞対策検討ワーキンググループ(WG)規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「尾北地域渋滞対策検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 WGは、「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」(以下「協議会」という。)規 約第4条(ロ)に基づき、尾北地域の円滑な交通流を確保するため、関係機 関相互の調整を図りつつ、渋滞対策箇所について効果的な対策の立案・検 討を行うことを目的とする。

(検討事項)

- 第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものと する。
 - (1)交通状況の詳細分析
 - (2)関連道路事業の整理
 - (3)道路構造の検討
 - (4)優先整備区間の検討
 - (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等を もって組織する。
 - 2. WGには座長を置き、座長は国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所 長とする。
 - 3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
 - 4. WGの構成は、別表-1のとおりとする。 ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

(事務局)

- 第5条 WG の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
 - 2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路(株)名古屋支社、 名古屋高速道路公社に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規約の変更は、本WGの議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規約に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規約は、平成29年12月25日より施行する。

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 尾北地域渋滞対策検討ワーキンググループ(WG)名簿

| 所属 | | 役職 |
|----|---------------|--------------------|
| 0 | 中部地方整備局 | 愛知国道事務所長 |
| | 11 | 名古屋国道事務所長 |
| | 11 | 岐阜国道事務所長 |
| | 11 | 道路部 道路計画課長 |
| | 岐阜県 | 県土整備部 道路建設課長 |
| | 愛知県 | 建設部 道路建設課長 |
| | 名古屋市 | 住宅都市局 都市計画部 街路計画課長 |
| | 11 | 緑政土木局 道路建設部 道路建設課長 |
| | 岐阜県警察本部 | 交通部 交通規制課長 |
| | 11 | 交通部 高速道路交通警察隊 隊長 |
| | 愛知県警察本部 | 交通部 交通規制課長 |
| | 11 | 交通部 高速道路交通警察隊 隊長 |
| | 中日本高速道路㈱名古屋支社 | 総務企画部 企画調整チームリーダー |
| | 名古屋高速道路公社 | 経営企画部 企画課長 |
| | 事務局 | 中部地方整備局 |
| | " | 中日本高速道路(株) 名古屋支社 |
| | 11 | 名古屋高速道路公社 |

◎座長